高石市デジタル技術活用地域活性化事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

１　業務の概要

⑴　業務名

高石市デジタル技術活用地域活性化事業委託業務

⑵　目的

本業務は、ゲームをきっかけとして、観察力・創造力・チームワーク・プレゼンテーションカを養うことで「デジタルを活用した課題解決力の育成」を図るとともに、高石市の歴史などにも触れることで、次世代を担う子どもたちの「郷土愛の醸成」に繋げることを目的として実施するもの。

⑶　業務内容

別紙「高石市デジタル技術活用地域活性化事業委託業務仕様書」のとおり

⑷　提案価格の上限額

金 15,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⑸　契約期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

２　参加資格要件

応募できるものは参加表明書の提出期限時点で次に掲げるすべての要件を満たす者とし、単独で本業務を実施するほか、複数の団体により構成される集団（以下「コンソーシアム」という。）で実施することができるものとする。コンソーシアムについては、構成する団体（以下「構成団体」という。）のうちから代表団体を定めるものとし、代表団体が応募及び事業に必要な諸手続きを行うこと。

構成団体の構成員は、別のコンソーシアムの構成員となり、又は、単独で応募することはできない。また、構成団体のうち１社でも参加資格を満たさないときは、当該コンソーシアムは審査の対象外とする。

① 地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。

② 高石市競争入札指名停止要綱（令和３年４月１日施行）による指名停止措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。

③ 高石市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 24 年高石市告示第 85 号）による入札等除外措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。

④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）

をしていない者又は更生手続き開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、更生計画の認可の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。

⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。なお、再生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書面を提出すること。

３　スケジュール

項目	期日・期限
プロポーザル実施要領等の配布	令和８年 10 月 16 日(金)午後３時～令和８年 10 月 29 日(木)午後５時
質問受付期間	令和８年 10 月 16 日(金)午後３時～令和８年 10 月 26 日(月)午後５時
質問回答期日	令和８年 10 月 27 日(火)午後５時までに回答
参加表明受付期間	令和８年 10 月 16 日(金)午後３時～令和８年 10 月 29 日(木)午後５時
参加資格要件審査結果通知	参加表明後～令和８年 10 月 30 日（金）までに順次通知
提案書等受付期間	令和８年 10 月 16 日(金)午後３時～令和８年 11 月５日(木)午後５時
１次審査結果通知（参加者多数の場合）	令和８年 11 月９日(月)予定
事業者ヒアリング	令和８年 11 月 13 日（金）午後１時予定
(2 次)審査結果通知	令和８年 11 月 18 日（水）予定
契約締結予定	令和８年 11 月下旬
契約期間	契約日より令和９年３月 31 日(水)

４　プロポーザル実施要領等の配布

⑴　配布期間　　令和８年 10 月 16 日（金）午後３時～令和８年 10 月 29 日（木）午後５時まで

⑵　配布場所等　　高石市役所総合政策部まち未来戦略室産業共創課（10 番窓口）または本市ホームページに掲載

５　質問受付及び回答

⑴　質問受付期限　　令和８年 10 月２６日（月）午後５時まで

⑵　提出期限　　質問書（様式５）で電子メールまたはＦＡＸにより提出

⑶　回答　　質問に関する回答は、令和８年 10 月 27 日（火）午後５時までに本市ホームページに掲載する。

６　参加表明について

⑴　提出期限　　令和８年 10 月 29 日（木）午後５時まで

⑵　提出書類

① 暴力団排除に関する誓約書（様式１）

② 参加表明書（様式２）

③ 誓約書（様式３）

④ 業務実績書（様式４）

⑤ 会社概要（任意様式、パンフレット等でも可）

※高石市契約規則第６条第１項に規定する有資格者名簿に未登録の者については次に掲げる書類も合わせて提出すること。

⑥ 直近年度の納税証明書等（法人税・消費税及び地方消費税《高石市内に本店・支店のない法人にあっては、納税証明書その３の３》）

⑦ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本。写し可）

⑧ 個人にあっては、身分証明書の写し

⑨ 直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

⑩ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

⑶　提出部数　　各１部

⑷　提出方法　　持参または郵送（必着）

７　提案書類について

⑴　提出期限　　令和８年 11 月５日（木）午後５時まで

⑵　提出書類

① 企画提案書（任意様式）

用紙サイズは Ａ４とし、内容については任意様式で、別紙の仕様書、審査基準を基に、必要な事項を具体的かつ簡潔に記載すること。

② 本業務の実施体制（任意様式）

⑶　提出部数　各正本１部　副本６部（副本は複写でも可）

⑷　提出方法　　持参または郵送（必着）

８　事業者プレゼンテーション、ヒアリング

開催日時　　令和８年 11 月 13 日（金）午後１時（予定）

場　　所　　高石市役所内

留意事項　　選考時間は、１社あたり 30 分程度（プレゼンテーション１５分以内、ヒアリング１５分程度）とする。詳細については別途通知する。また日時は上記より変更する場合がある。

注意事項

① プレゼンテーションの順番は、原則として提案書の受付順とする。

② プレゼンテーションの参加人数は、１事業者あたり３名までとする。

③ 応募者は、ほかの応募者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

④ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

９　選定等

⑴　審査方法

審査は、高石市デジタル技術活用地域活性化事業委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書類及びヒアリング内容から審査し、各委員の合計点数が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。ただし、参加を表明した事業者が多数の場合は、提案書類で１次審査の上、３社程度に選定するものとする。審査の結果、同点になった場合は、評価項目１企画内容・学習効果の合計点数が高いものを上位とする。評価項目１も同点の場合は、提案価格の低いものを上位とする。さらに提案価格も同額であった場合は、再度各委員から意見を聴き決定する。

また、参加事業者が１者であってもプロポーザルは成立するものとする。

審査において、各委員の採点した合計点数の平均点が配点合計の６割に満たないときは優先交渉権者を選定しないものとする。

⑵　評価基準

別表１のとおり

⑶　審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、委員会の翌日以降に産業共創課のホームページにて次の内容を公表する。

① 優先交渉権者の名称及び評価点

② 次点以下の参加事業者の評価点（参加事業者名は公表しない。）

１０　失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 参加表明後において、「２　参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合

② 提出書類の提出期限を過ぎた場合

③ 提出された提案書等が本実施要領、仕様書に適合しない場合

④ 提出書類に不正・虚偽内容がある場合

⑤ ヒアリング実施日において欠席した場合

⑥ 審査の公平性を害する行為があった場合

⑦ 提案価格の上限を超えた場合

１１　その他

⑴　本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

⑵　書類提出後の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、委員会からの要請のあった場合はこ

の限りではない。

⑶　すべての提出書類は返却しない。

⑷　参加事業者は、審査及び選定結果に関する異議申し立てをすることはできない。

⑸　参加表明提出後に辞退する場合には、辞退届（様式６）を提出すること。

⑹　採用された提案書等の著作権は、本業務の成果として高石市に帰属するものとし、その他の企画・提案については、各事業者に帰属するものとする。ただし、提出された提案書等は、高石市情報公開条例に基づき、公開することがある。

⑺　提出書類に不正行為や虚偽の記載を行ったものは、高石市競争入札指名停止要綱に基づき、指名停止措置等を行うことがある。

⑻　審査内容は非公開とする。

（別表1）評価基準表

No	評価項目	配点	配点の考え方
1	企画内容・学習効果	30	Minecraft を活用し、子どもが主体的に制作・体験しながら、観察力・創造力・チームワーク・プレゼンテーション力等を養い、「デジタルを活用した課題解決力」の育成につながる企画となっているか。
2	高石市の歴史・文化との連携・地域性	20	高石市の歴史・文化をワークショップに効果的に取り入れ、次世代を担う子どもたちの郷土愛の醸成につながる内容となっているか。
3	当日運営の具体性・課題対応力	15	受付・誘導・進行管理、役割分担、機器通信トラブル対応、参加者の理解度に応じた支援等が具体的か。
4	会場周辺（館内）の店舗等の回遊・消費促進に向けた取組	10	ワークショップ参加者及び同伴者等が、周辺店舗等を利用・回遊することにつながる具体的な方策が提案されているか。
5	募集・広報、成果発表・効果検証	10	定員 450 人の参加促進、チラシ約 8,000 枚・Web 等による広報、成果発表、アンケート等による成果の可視化・効果検証が適切に計画されているか。
6	安全管理・個人情報等への対応、費用対効果	10	児童・生徒の安全確保、事故・トラブル対応、個人情報・写真等の権利処理を適切に行えるか。また、提案内容と経費のバランスが妥当か。
7	パソコン等の納品・市の継続活用への貢献	5	必須の台数を満たした上で、納品台数、性能・仕様、初期設定、付属品、保証等が市の継続活用に資するか。

《問い合わせ・提出先》
〒５９２－８５８５　大阪府高石市加茂４丁目１番１号
高石市総合政策部　まち未来戦略室　産業共創課　公民連携共創係（担当：角野・井阪）
電　話：０７２－２６５－１００１　内線　7315・7309
ＦＡＸ：０７２－２６５－３１００
Email：koumin@city.takaishi.lg.jp